

○行田市議会政務活動費に関する条例

平成13年3月30日条例第14号

改正

平成14年 9月30日条例第39号

平成20年10月 1日条例第35号

平成25年 2月27日条例第 2号

令和 7年 2月26日条例第 5号

行田市議会政務活動費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、行田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し交付する政務活動費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、市議会における会派（以下「会派」という。）又は議員の職にある者（以下「議員」という。）に対し交付する。

(会派に対する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額とする。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱退があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、異動後の議員数に基づいて算定した額が既に交付した政務活動費の額を超えるときは、その差額を交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を超える場合は、既に交付した政務活動費の額を返還する。

るときは会派は、その差額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日の属する月の翌月分（解散した日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（議員に対する政務活動費）

第4条 議員に対する政務活動費は、基準日在職する議員に対して、月額10,000円を交付する。

2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（議員となった日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において交付額に変更の事由が生じた場合において、変更が生じた日の属する月の翌月（変更が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、変更後の政務活動費が既に交付した政務活動費の額を超えるときは、その差額を交付し、既に交付した政務活動費の額が変更後の政務活動費の額を超えるときは議員は、その差額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（議員でなきなった日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

（交付方法）

第5条 政務活動費は、次のいずれかの方法により交付する。

(1) 第3条の規定により会派に対し交付する方法

(2) 前条の規定により議員に対し交付する方法

2 政務活動費は、毎年度一括して当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

3 会派に所属する議員に係る政務活動費の交付は、当該会派の代表者が第1項に規定するいずれの方法によるかを決定するものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表であった者又は議員であった者は、当該会派が解散した日又は議員が議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げるものは、議長に対して、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) その他議長が適当と認めた者

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、政務活動費の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行田市議会政務活動費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の行田市政務調査費に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

| 項目 | 内 容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等) |

| | |
|----------|--|
| 研修費 | 会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等) |
| 広報費 | 会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等) |
| 広聴費 | 会派又は議員が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等) |
| 要請・陳情活動費 | 会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等) |
| 会議費 | 会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等) |
| 資料作成費 | 会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器に係る購入費又は借上料等) |
| 資料購入費 | 会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等) |